

健康保険組合における新型コロナワクチンの 職域接種に関するQ & Aについて

(令和3年6月21日付け厚生労働省保険局保険課事務連絡)



厚生労働省保険局保険課

(事業の位置付けについて)

Q 健保組合が新型コロナワクチン接種事業を実施する場合、どのような位置付けの事業と考えることが適切か。

A インフルエンザの予防接種事業と同様の保健事業として位置付けるものとして解されたい。

(組合の意思決定について)

Q 本事業を実施する場合、その運営方法や負担経費等について、組合会の議決は必要か。

A 本事業の実施に伴い、収入支出予算や事業計画の変更が必要となる場合、組合会の議決は必要となること。

なお、開催時期等により組合会に諮れない場合又は緊急を要すると認めるときは理事長専決処分を認めるが、健康保険法施行令第7条第5項に基づき、次回の組合会において報告し、承認を求めること。

また、収入支出予算の変更については、地方厚生(支)局に届出を行うこと。

(予算について)

Q 本事業に係る収入及び支出については、どの科目とすべきか。

※想定される支出は、医師・看護師の医療従事者、会場運営スタッフの人件費、会場借上代、接種に付随する消耗品・物品（消毒用アルコール、体温計、救急用具など）など。

A 次の科目（経常内）で対応されたい。

収入 (款) 雑収入 (項) 雑入 (目) 雑入

支出 (款) 保健事業費 (項) 保健事業費 (目) 疾病予防費

(事業主と健保組合が共同実施の留意点)

Q 事業主と共同で本事業を実施する場合、その取扱いはどうしたらよいか。

A 事業主と共同で本事業を実施する場合は事業主と事業経費の負担範囲等を明確にした覚書等を締結し、整備・保管すること。また、事業主が本事業を単独で行う場合は、健保組合による経費負担はできないこと。

なお、覚書等の締結に際しては、本事業の速やかな実施が求められることを考慮し、事後の締結であっても差し支えないものとする。

(事業主と健保組合が共同実施の留意点)

Q 事業主が単独で実施するワクチン接種事業において、健保組合に対して接種会場や消耗品等の提供、人員の提供などの協力を求められた場合、その取扱いはどうしたらよいか。

A 事業主から、接種会場等や人員の提供を求められた場合は、事業主と健保組合が共同で行う事業と位置づけ、会場等に係る経費や事業主からの徴収の有無等について、事業主との覚書等を締結し、整備・保管する必要があること。

なお、覚書等の締結に際しては、本事業の速やかな実施が求められることを考慮し、事後の締結であっても差し支えないものとする。

(保健事業の対象者について)

Q 全被保険者を対象とすることができない場合であっても、健康保険組合の保健事業として実施することは可能か。

A 保健事業については、全被保険者を対象とした事業を原則としているが、ワクチンの供給、会場確保、被接種者の優先順位等から、全被保険者を対象とならなくとも、本事業の公共性・緊急性に鑑み、今年度においては、健康保険組合の保健事業とすることは妨げない。